

議案第134号

静岡市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

静岡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月20日提出

静岡市長 田辺信宏

静岡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

静岡市後期高齢者医療に関する条例（平成20年静岡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 広域連合条例附則第5条第1項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。